

令和7年度 一般入学志願者心得

石川県立金沢錦丘高等学校
〒921-8151 金沢市窪6丁目218番地
電話 (076) 241-8341(代)
FAX (076) 241-8495

1 出願資格

次の(1)、(2)又は(3)のいずれかを満たし、かつ、(4)に該当する者とする。

ただし、出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は、出願できない。

- (1) 令和7年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 中学校を卒業又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者
- (4) 志願者及び保護者が県内に居住する者又は入学までに県内に居住することとなる者

2 募集定員 第1学年 普通科 320人

※金沢錦丘中学校からの入学予定者を含む。

3 出願手続

- (1) 入学志願者は、所定の入学願書に入学検定手数料2,200円を添え、原則として在学又は出身中学校長（以下「中学校長」という。）を経由して本校校長に提出する。
なお、貼付する写真（縦4cm×横3cm）は、3箇月以内に撮影したものを使用し、裏面に志願者の氏名及び在学又は出身中学校名をボールペンで記入すること。
- (2) 入学検定手数料は、所定の額の石川県証紙を使用料（手数料）納入票に貼り、消印せずに提出するものとする。
なお、郵送による出願を希望する者は、簡易書留とし、宛先を明記した返信用封筒（110円分の切手貼付）を同封し、期間内に必着で出願する。
- (3) 1の(2)に該当する者は、入学願書に出願資格確認書を添えるものとする。
- (4) 県外からの出願者及び1の(3)に該当する者は、入学願書に石川県教育委員会が発行する入学志願許可書を添えるものとする。

4 志願変更

(1) 志願の変更

入学願書提出後に、志願先高等学校を変更しようとする者は、1回に限り、その志願を変更することができる。

(2) 志願変更手続

ア 本校から他校への志願変更を希望する者は、志願変更願を、中学校長を経由して、本校の校長に提出し、入学願書及び入学検定手数料（納入票）を取り下げ、志願変更証明書の交付を受け、新たに作成した入学願書にこれを添えて、変更先高等学校長に提出する。

なお、志願変更願に記入した変更先高等学校へ必ず出願手続をすること。

イ 県外からの出願者等で、志願変更に関する手続のうち、中学校長において処理されるべき事項について、志願変更期間内にその処理が困難な場合は、志願者において直接志願変更の手続ができるものとする。

5 出願及び志願変更等の期間

(1) 入学願書受付期間

令和7年2月19日（水）から2月25日（火）まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は、受付をしない。また、郵送によるものは、簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

なお、出願の特例措置については、10の(2)を参照すること。

(2) 志願者数公表

令和7年2月25日（火）午後3時30分 本校来校者用玄関前に掲示する。

(3) 志願変更期間（入学願書取下げ及び変更出願）

令和7年2月28日（金）から3月4日（火）まで

ただし、土曜日及び日曜日は、受付をしない。

(4) 確定志願者数公表

令和7年3月4日（火）午後3時30分 本校来校者用玄関前に掲示する。

6 自己申告書

欠席日数が、中学校のいずれかの学年において年間30日以上の者は、志願者本人の希望により、自己申告書を提出することができる。

なお、自己申告書は、志願者本人が記入し、厳封の上、中学校長に提出する。その際、封筒の表に在学又は出身中学校名と志願者氏名を記載する。

7 学力検査日程

令和7年3月11日（火）	9:00～9:50	10:10～11:00	11:20～12:10
	国語	理科	英語
令和7年3月12日（水）	9:00～9:50	10:10～11:00	*各教科100点満点
	社会	数学	

8 学力検査場

石川県立金沢錦丘高等学校

※原則として検査場の下見をすることはできない。ただし、学力検査において特別な配慮を必要とする者等については、中学校長からの申し出により、下見を認めることがある。

9 合格者の発表

令和7年3月19日（水）正午、本校構内において、受検番号の掲示をもって行う。

電話による問い合わせには応じない。

10 県外からの出願

(1) 出願手続

県外からの出願者は、入学志願特別事情具申書を、令和7年1月6日（月）以降に石川県教育委員会に提出して入学志願許可を受け、入学志願許可書を添えて、入学願書受付期間内に、本校へ出願手続を終えなければならない。

なお、この入学志願特別事情具申書には、中学校長の証明を受け、事由を証するに足る書類を添付しなければならない。

(2) 出願の特例措置

ア 転勤による県外からの一家転住等、やむを得ない事情により所定の期間内に出願手続ができなかった者については、石川県教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。

イ この特例措置による出願をする場合は、関係書類を整え、中学校長を経由して石川県教育委員会に申請し、許可を受けた後、その入学志願許可書を添えて本校へ出願することができるものとする。その出願期間は、令和7年2月28日（金）から3月4日（火）午後3時までとする。

11 外国籍生徒及び海外帰国情生徒の出願等

(1) 中学校に在籍し、出願期間最終日時点で、原則として入国後又は帰国後3年未満の者が出願する場合は、入学願書に海外在住状況説明書を添えて、出願手続を行うものとする。

(2) 外国の中学校を卒業見込み又は卒業した者が出願する場合は、海外在住状況説明書を添えて、県外からの出願の手続に準じて行うものとする。

12 学力検査等において特別な配慮を必要とする生徒の申請手続等

(1) 特別な配慮を必要とする者は、入学願書出願開始日までに、学力検査等に関する特別配慮事項申請書により、中学校長を経由して本校校長に申請するものとする。

(2) 本校校長は、石川県教育委員会と協議の上、配慮事項について中学校長に通知するものとする。

13 その他

災害等で日程が変更される場合は本校のホームページと県教育委員会学校指導課のホームページに掲載する。